

2021年2月12日

各 位

上場会社名 清和中央ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 阪上 正章
(コード番号 7531)
問合せ先責任者 専務取締役管理本部長 阪上 恵昭
(TEL 06-6581-2141)

当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象従業員が当社株式を所有することにより、経営参画意識を高め、継続的な勤務を促すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることにより、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象者

対象従業員は2021年2月12日時点で在籍している者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する対象従業員を予定しています。

対象従業員に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) 割当株式数

今回、本制度に基づき対象従業員に対して当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、30,000株以内（発行済株式総数に占める割合0.76%）の予定とし、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象従業員にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

(3) その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、当社取締役会において決定されます。

以上